

下水排除基準(亜鉛)の改正について

～福岡市道路下水道局～

1 下水道法施行令が一部改正され、亜鉛の下水排除基準が変わりました

平成 18 年 11 月 10 日政令 354 号で下水道法施行令の一部改正が公布され、平成 18 年 12 月 11 日から施行されました。これにより、下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項 29 号の亜鉛及びその化合物の排除基準が 5 mg/L 以下から **2 mg/L 以下に強化**されています。

2 一部の特定事業場には、暫定基準の適用があります

下表の 1 業種のうち、日平均排水量が 50 m³/日以上の特定事業場については、暫定基準が適用されます。

令和 3 年 12 月 11 日から令和 11 年 12 月 10 日までは暫定基準の **4 mg/L** 以下が適用されます。

業 種	暫定基準
電気めっき業	4 mg/L

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 (福岡市役所 7 階)

福岡市 道路下水道局 下水道施設部 水質管理課 水質指導係

電話：(092) 711-4512 FAX：(092) 711-1875

E-mail: suishitsu.todokede@city.fukuoka.lg.jp

「福岡市の道路・河川・下水道」のホームページ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/index.html>